香南市

（金抜）														

漁保全　第1-3号

高知県　香南市　夜須町手結山

住吉漁港水産基盤ストックマネジメント設計委託業務　実施設計書

履行期限　　令和 9年 2月28日

令和 8年10月 1日　　積算単価適用

金抜設計書

設計変更により請負金額を変更する必要が生じた場合は、「請負更正金額等の算出方法について（通知）」により、変更の協議を行うものとする。

委託概要	起工又は変更理由
西岸壁 汀線測量　１式 実施設計　１式	

	FROM	TO
図面番号	-	-
整理番号	-	-

特　記　仕　様　書

第１条　共通仕様書の適用について

本業務は、「高知県測量業務共通仕様書」「高知県土木設計等業務共通仕様書」「漁港漁場設計・測量・調査等業務共通仕様書」に基づき実施しなければならない。

２　ただし，共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書，指針等は改定された最新のものとする。なお，業務途中で改定された場合はこの限りでない。

第２条　個人情報の保護について

受注者は、この契約による業務を処理するための個人情報を取り扱う場合は、別記「個人情報等取扱特記事項」を遵守しなければならない。

個人情報等の取り扱いの有無については、着手前に受発注者間で協議すること。

なお、個人情報等取扱特記事項に基づく各種報告書等については、業務計画書に添付すること。

参考）個人情報保護制度に関するアドレス：

https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/110201/joko-kojin-index.html

別記　個人情報等取扱特記事項

（基本的事項）

第１　受注者は、個人情報、行政機関等匿名加工情報等又は個人番号及び特定個人情報（以下「個人情報等」という。）の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報等の取り扱いを適正に行わなければならない。

（責任体制の整備）

第２　受注者は、個人情報等の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

（責任者等の報告）

第３　受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報等を取り扱う責任者（以下「業務責任者」という。）及び業務に従事する者（以下「業務従事者」という。）を定め、書面によりあらかじめ発注者に報告しなければならない。

業務責任者及び業務従事者を変更する場合も同様とする。

２　業務責任者は、本件特記事項に定める事項を適切に実施するよう、業務従事者を監督しなければならない。

３　業務従事者は、業務責任者の指示に従い、本件特記事項に定める事項を遵守しなければならない。

（作業場所等の特定）

第４　受注者は、個人情報等を取り扱う場所（以下「作業場所」という。）を定め、あらかじめ発注者に届け出なければならない。

２　受注者は、作業場所を変更する場合は、あらかじめ発注者に届け出なければならない。

３　受注者は、個人番号及び特定個人情報（以下「特定個人情報等」という。）を取り扱う事務を実施する区域を明確にし、物理的安全管理措置を講ずるものとする。

４　受注者は、業務従事者に対し、身分証明書を常時携行させるとともに、事業者名を明記した名札等を着用させて業務に従事させなければならない。

（従事者に対する教育）

第５　受注者は、業務従事者に対して、個人情報等の保護、情報セキュリティに対する意識の向上、本件特記事項において業務従事者が遵守すべき事項その他この契約に係る業務の適切な履行に必要な教育及び研修を実施しなければならない。

（秘密の保持）

第６　受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報等を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（再委託の禁止）

第７　受注者は、この契約による業務の全部又は一部を第三者（以下「再委託先」という。）に委託（以下「再委託」という。）する場合（再委託先が委託先の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第２条第１項第３号に規定する子会社をいう。）である場合又は二以上の段階にわたる委託である場合を含む。以下同じ。）は、あらかじめ次に掲げる項目を記載した書面を発注者に提出して発注者の承諾を得なければならない。

（１）再委託を行う業務の内容
（２）再委託の期間
（３）再委託の相手方
（４）再委託が必要である理由
（５）再委託で取り扱う個人情報等
（６）再委託の相手方に求める個人情報等保護措置の内容
（７）前号の個人情報等保護措置の内容を遵守し、個人情報等を適切に取り扱うという再委託の相手方の誓約
（８）再委託の相手方の監督方法
（９）その他発注者が必要があると認める事項

特　記　仕　様　書

２　受注者は、再委託を行ったときは遅滞なく再委託の相手方における次に掲げる事項を記載した書面を発注者に提出しなければならない。

（１）再委託先

（２）再委託をする業務の内容

（３）再委託の期間

（４）再委託先の責任体制等（業務従事者への教育方法、作業場所、保管場所及び保管方法を含む。）

（５）再委託先の個人情報等の保護に関する事項の内容及び監督方法

（６）その他発注者が必要があると認める事項

３　受注者は、前項の内容を変更する場合は、事前に発注者に報告しなければならない。

４　受注者は、再委託を行った場合は、再委託の相手方にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、受注者と再委託の相手方との契約内容にかかわらず、発注者に対して再委託の相手方による個人情報等の取り扱いに関する責任を負うものとする。

５　受注者は、再委託を行った場合は、その履行状況を管理監督するとともに、発注者の求めに応じて、その状況等を発注者に報告しなければならない。

（派遣労働者の利用時の措置）

第８　受注者は、この契約による業務を派遣労働者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第２条第２号に規定する派遣労働者をいう。以下同じ。）に行わせる場合は、労働者派遣契約書に、秘密保持義務等個人情報等の取り扱いに関する事項を明記しなければならない。

２　受注者は、発注者に対して、この契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、派遣労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

（収集及び保管の制限）

第９　受注者は、この契約による業務を行うために個人情報及び行政機関等匿名加工情報等を収集するときは、その業務の目的を明確にし、目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

２　受注者は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報等を収集又は保管してはならない。

（目的外利用及び提供の禁止）

第10　受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報及び行政機関等匿名加工情報等を、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

２　受注者は、この契約による業務を行うために収集した特定個人情報等について、番号法第19条各号に掲げられたものについて発注者が第三者への提供を指示した場合を除き、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

（提供の求めの制限）

第11　受注者は、個人番号利用事務又は個人番号関係事務（以下「個人番号利用事務等」という。以下同じ。）を処理するために必要な場合その他番号法で定める場合を除き、個人番号の提供を求めてはならない。

（複写、複製及び作成の禁止）

第12　受注者は、発注者の承諾があるときを除き、この契約による業務を行うため発注者から提供を受けた個人情報等が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

２　受注者は、個人番号利用事務等を処理するために必要な場合その他番号法で定める場合を除き、特定個人情報ファイルを作成してはならない。

（個人情報等の適正管理）

第13　受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報等について、漏えい、滅失及びき損（以下「漏えい等」という。）の防止その他個人情報等の適正な管理のため、次に掲げる措置を講じなければならない。

（１）個人情報及び行政機関等匿名加工情報等の秘匿性等その内容及び必要に応じて台帳等を整備し、責任者、保管場所その他の項目を当該台帳に記録すること。

（２）特定個人情報等を管理するための台帳を整備し、責任者、保管場所その他の項目を当該台帳に記録すること。

（３）施錠が可能な保管庫又は施錠若しくは入退室管理の可能な保管室等で個人情報等を保管すること。

（４）発注者の承諾があるときを除き、特定した場所から個人情報等を持ち出さないこと。

（５）個人情報等を電子データで持ち出す場合は、暗号化処理又はこれと同等以上の保護措置を行うこと。

（６）個人情報等を電子データで保管する場合は、当該データが記録された記録媒体及びそのバックアップデータの保管状況並びに記録された個人情報等の

特　記　仕　様　書

正確性について、定期的に点検すること。

（７）作業場所に、私用パソコン、私用記録媒体その他の私用物を持ち込んで、個人情報等を扱う作業を行わせないこと。

（８）個人情報等を利用する作業を行うパソコンに、個人情報等の漏えい等につながると考えられる業務に関係のないアプリケーションをインストールしないこと。

（９）インターネット上で提供されているデータ共有サービス等への個人情報等の登録を行ってはならない。ただし、この契約による業務の実施において、発注者が必要があると認める場合はこの限りでない。なお、この場合においても、情報閲覧者のアクセス制限や暗号化処理を行うなど、漏えい等の防止に必要な措置を講じること。

（１０）前各号に掲げる場合のほか、個人情報等の漏えい等の防止その他個人情報等の適正な管理のため必要な措置を講じること。

（外的環境の把握）

第14　受注者は、外国（民間事業者が提供するクラウドサービスを利用する場合においてはクラウドサービス提供事業者が所在する外国及び個人データが保存されるサーバが所在する外国が該当する。）において取り扱われる場合は、当該外国の個人情報の保護に関する制度等を把握した上で、個人情報等の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

（資料等の返還等）

第15　受注者は、この契約による業務を処理するために発注者から提供を受け、又は受注者自らが収集し、若しくは作成した個人情報等について、この契約の終了後又は契約を解除された後において、発注者の指示に基づいて返還、廃棄又は消去しなければならない。

２　受注者は、前項の個人情報等を廃棄する場合は、記録媒体を物理的に破壊する等当該個人情報等が判読、復元できないように確実な方法で廃棄しなければならない。

（報告義務）

第16　発注者は、この契約による業務を行うに当たり、取り扱っている個人情報等の管理状況について、必要があると認めるときは、受注者に報告を求めることができる。

（検査及び調査）

第17　発注者は、この契約による業務の処理に伴う個人情報及び行政機関等匿名加工情報等の取り扱いについて、秘匿性等その内容やその量等に応じて、本件特記事項の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうかを確認する必要があると認めるときは、受注者又は再委託先に対して、少なくとも年１回以上、原則として実地検査により行うものとする。

２　発注者は、前項の目的を達成するため、受注者に対して必要な情報を求め、又はこの契約による事務の執行に関して必要な指示をすることができる。

３　発注者は、この契約による業務の処理に伴う特定個人情報等の取り扱いについて、本件特記事項の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうかを確認する必要があると認めるときは、受注者に対して調査を行うことができる。

４　発注者は、前項の目的を達成するため、作業場所を立入調査することができるものとし、受注者に対して必要な情報を求め、又はこの契約による事務の執行に関して必要な指示をすることができる。

（事故報告）

第18　受注者は、この契約による業務の処理に関して個人情報等の漏えい等の事故が発生した場合は、当該事故に係る個人情報等の内容、件数、発生場所、発生状況等を書面により速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。

２　受注者は、発注者と協議の上、二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、可能な限り当該漏えい等に係る事実関係、発生原因及び再発防止策の公表に努めなければならない。

３　発注者は、この契約による業務の処理に関して個人情報等の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

（契約解除）

第19　発注者は、受注者が特記事項に定める義務を履行しない場合は、この契約による業務の全部又は一部を解除することができる。

２　受注者は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、発注者に対して、その損害の賠償を請求することはできないものとする。

（履行義務違反に伴う指名停止措置）

第20　発注者は、受注者が特記事項に定める義務を履行しない場合は、高知県建設工事等指名停止措置要綱（平成17年8月26日高知県告示第598号）の定めるところにより、指名停止の措置を行うことができる。再委託先が特記事項に定める義務を履行しない場合も同様に、発注者は受注者又は再委託先に対し指名停止の措置を行うことができる。

（損害賠償）

特　記　仕　様　書

第21　受注者は、特記事項に定める義務に違反し、又は怠ったことにより発注者又は第三者が被害を被った場合には、その損害を賠償しなければならない。

第３条　測量調査設計業務実績情報システムへの登録

１　受注者は、契約時又は変更時において、委託金額が１００万円（消費税込み）以上の業務について、測量調査設計業務実績情報サービス（ＴＥＣＲＩＳ）入力システムに基づき受注・変更・完了・訂正時に業務実績情報として「業務カルテ」を作成し調査職員の確認を受けたうえ、

（１）受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き１５日以内に、

（２）登録内容の変更時は変更があったときから、土曜日、日曜日、祝日等を除き１５日以内に、

（３）完了時は完了後１５日以内に、

（４）訂正時は適宜、

登録機関に登録申請しなければならない。

また、登録機関発行の「登録内容確認書」が届いた際は、その写しを直ちに調査職員に提出しなければならない。なお、変更時と完了時の間が１５日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。

なお、提出の期限は以下のとおりとする。

（１）受注時登録データの提出期限は、契約締結後１５日以内とする。

（２）完了時登録データの提出期限は、業務完了後１５日以内とする。

（３）なお、業務履行中に、受注時登録データに変更があった場合は、変更があった日から１５日以内に変更データを提出しなければならない。

第４条　設計業務の内容

１　業務概要

本業務は、香南市夜須町にある住吉漁港において、適正な維持管理を行うため策定した漁港施設の機能保全計画に基づき、工事を実施するための設計業務を行う。

２　汀線測量

（１）測量準備

測量を実施するにあたり、必要な準備を行う。

（２）機材運搬

測量に係る機材等を調査現場まで運搬する。

（３）踏査(陸上)

徒歩にて調査現場を踏査する。

（４）整理計算

補助基準点のデータを整理計算し平面上に原点を展開する。

（５）補助基準点設置

補助基準点を設置する。補助基準点の距離を測定する。

（６）水準測量

基準点より標高を求める。

（７）縦断・横断測量

各トラバース点について縦断・横断方向に測量を行う。

（８）報告書作成

観測記録より横断図等を作成する。

３　実施設計

（１）設計計画

事前に業務の目的、内容を把握し、業務の遂行に必要な計画を立案する。

（２）図面作成

平面図、縦断図、標準断面図、横断図、構造図、仮設図等の、工事の発注に必要な図面を作成する。

（３）数量計算

設計図をもとに施工に必要な材料等の数量を計算し取りまとめる。

（４）協議・報告

設計業務の打合せ（対面）は、業務着手時、中間打合せ１回及び成果品納入時の合計３回とし、管理技術者と調査職員が行うものとする。

（５）照査

業務内容の一切の照査を行う。

第５条　管理技術者・照査技術者

土木関係建設コンサルタント業務

管理技術者

１　次のいずれかに該当する者。

（１）技術士法（昭和５８年法律第２５号）による技術士とし、次のいずれかの要件を満たす者とする。

ア　水産部門で選択科目を「水産土木」とする。

イ　建設部門で選択科目を「河川、砂防及び海岸・海洋」又は「港湾及び空港」と

特　記　仕　様　書

する。
ウ　総合技術監理部門で選択科目を「水産-水産土木」とする。
エ　総合技術監理部門で選択科目を「建設-河川，砂防及び海岸・海洋」又は「建設-港湾及び空港」とする。
（２）一般社団法人建設コンサルタンツ協会が実施するシビルコンサルティングマネージャ（ＲＣＣＭ）資格試験に合格し、同協会に備える「ＲＣＣＭ登録簿」に登録されている者とし、専門部門を「河川、砂防及び海岸・海洋」又は「港湾及び空港」もしくは「水産土木」とする。
（３）建設コンサルタント登録規程第３条第１号のロの規定により大臣が認定した者とし、専門部門を「河川、砂防及び海岸・海洋」又は、「建設－港湾及び空港」もしくは「水産土木」とする。
２　管理技術者は、本業務が完了するまで原則として変更できない。傷病、死亡、退職等やむを得ない理由により変更する場合は、同等以上の技術力を有する者を配置し、発注者の了承を得なければならない。

照査技術者及び照査の実施

１　照査技術者は、管理技術者と同等以上の資格及び技術力を有するものでなければならない。また、照査技術者は、管理技術者と同一の者が兼務することはできない。
２　本業務における基本事項の照査は、「詳細設計照査要領」に基づき実施するものとする。又、同要領に基づき作成した資料は設計業務共通仕様書第１１０８条に規定する照査報告書に含めて提出するものとする。
３　詳細設計においては、成果物をとりまとめるにあたって、設計図、設計計算書、数量計算書等について、それぞれ及び相互（設計図－設計計算書間、設計図－数量計算書間等）の整合を確認するうえで、確認マークをするなどして分かりやすく確認結果を示し、間違いの修正を行うための照査（以下「赤黄チェック」という。）を原則として実施するものとする。
なお、赤黄チェックの資料は、調査職員の請求があった場合は速やかに提示しなければならない。
４　照査技術者は、成果物納入時の照査報告の際に、赤黄チェックの根拠となる資料を発注者に提示するものとする。（詳細設計に限る）

第６条　資料の貸与及び返却

１　貸与する関係資料は、下記の通りとする。
（１）水産物供給基盤機能保全事業基本計画書
（２）香南市地区（住吉漁港）漁港漁場場整備事業計画平面図
（３）その他必要と認められる過年度成果品

第７条　成果品

１　提出する成果物は、下記のとおりとする。
（１）電子成果品(CD-R　正副各1部)
（２）報告書印刷物（２部）
（３）図面（A3縮小版平綴じ２部）
（４）その他調査職員が求めるもの
２　電子納品で提出されたデジタル写真について
電子納品により引渡しを受けた成果品のデジタル写真については、担当部署において、無断編集等についての調査を行うことがある。
なお、調査した結果、無断編集の疑いのあるものについては、検査及び引渡し後であっても書面による事実確認を行うものとする。
３　発注者は、業務完了後においても、受注者の責に帰すべき理由により成果物に不都合が生じたことを発見した場合は、速やかに受注者と協議のうえ、受注者に成果物の訂正、補足そのほかの措置を命ずるものとする。
４　受注者は、業務完了後においても、受注者の責に帰すべき理由により成果物に不都合が生じたことを発見した場合は、速やかに発注者と協議のうえ、成果物の訂正、補足そのほかの措置を行うものとする。

第８条　ウイークリー・スタンスについて

本業務は、計画的な設計業務等の履行を確保しつつ、非効率なやり方の業務の環境等を改善し、より一層魅力ある仕事、現場の創造に努めることを目的としたウイークリー・スタンス対象業務である。なお、取組内容及び進め方はウイークリー・スタンス実施要領によるものとする。
(令和６年３月13日付け5高技管第406号「ウイークリー・スタンス実施要領の制定について」参照)

第９条　旅費の計上について

本業務における旅費の計上は、令和8年7月「港湾請負工事積算基準」によるものとし費用については当初未計上とする。なお、契約変更時に移動経路及び宿泊等の実態

特　記　仕　様　書

を考慮して計上するため、以下の実績(領収書等含む)を調査職員に報告するものとする。

・交通費（移動者、航空機、鉄道、バス等）

・宿泊費、宿泊手当（宿泊者、宿泊ホテル等、夕食・朝食の有無）

・車中泊及び船中泊の有無

第10条　その他

1　その他、疑義のある場合は、調査職員と協議するものとする。

委 託 費 内 訳 表

費目・工種・細別等	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
測量設計費					
測量業務					
汀線測量					
測量準備	式	1			明細表 第1号
基準点測量	式	1			明細表 第2号
水準測量	式	1			明細表 第3号
成果	式	1			明細表 第4号
直接経費					
業務成果品費	式	1			明細表 第5号

委 託 費 内 訳 表

費目・工種・細別等	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
直接業務費					
諸経費	式	1			
測量業務価格					

委　託　費　内　訳　表

費目・工種・細別等	単　位	数　　量	単　　価	金　　額	摘　　要
設計業務					
実施設計					
実施設計	式	1			明細表　第6号
直接経費					
業務成果品費	式	1			明細表　第7号
直接原価					
その他原価	式	1			
業務原価計					
一般管理費等	式	1			
設計業務価格					

委　託　費　内　訳　表

費目・工種・細別等	単　位	数　　量	単　　価	金　　額	摘　　要
委託業務価格					
消費税相当額					
合計					

明細表　第　1号
測量準備

明細表

名称・規格・条件	単　位	数　　量	単　　価	金　　額	摘　　要
測量準備	式	1			
機材運搬 往復平均距離25km~50km	回	1			
1　式　　当り					

明細表　第　2号
基準点測量

明細表

名称・規格・条件	単　位	数　　量	単　　価	金　　額	摘　　要
踏査(陸上) 踏査距離:1km未満	式	1			
整理計算	点	6			
補助基準点設置 E1:0.00、E2･E3:1.00	点	6			
1　式　　当り					

明細表　第　3号
水準測量

明細表

名称・規格・条件	単　位	数　　量	単　　価	金　　額	摘　　要
水準点測量 E1･E2:1.00	km	0.2			
縦断測量 E1:0.80､E2:1.00	km	0.1			
横断測量 通常海岸線､E1:0.80､E2:1.00	km	0.1			
1　式　　当り					

明細表　第　4号
成果

明細表

名称・規格・条件	単　位	数　　量	単　　価	金　　額	摘　　要
報告書作成 100未満	断面	6			
1　式　　当り					

明細表　第　5号
業務成果品費

明細表

名称・規格・条件	単　位	数　　量	単　　価	金　　額	摘　　要
業務成果品費 直接測量費(業務成果品費除く)*(2.0%+1.2%))	式	1			
1　式　　当り					

明細表　第　6号
実施設計

明細表

名称・規格・条件	単　位	数　　量	単　　価	金　　額	摘　　要
設計計画	式	1			
図面作成 内港護岸:外郭施設(護岸)	タイプ	1			
図面作成 a船揚場:係留施設(重力式)	タイプ	1			
吊鉄筋の計算 a船揚場:係留施設(重力式)、内港護岸:外郭施設(護岸) 見積り	タイプ	2			
数量計算 内港護岸:外郭施設(護岸)	タイプ	1			
数量計算 a船揚場:係留施設(重力式)	タイプ	1			
協議・報告 事前・中間・最終　各一回	式	1			
照査	式	1			
1　式　　当り					

明細表　第　7号
業務成果品費

明細表

名称・規格・条件	単　位	数　　量	単　　価	金　　額	摘　　要
業務成果品費 直接人件費*(2.9%+1.2%)	式	1			
事務用品費 直接人件費(協議･報告､照査を除く)*1.0%	式	1			
1　式　　当り					